平成十五年五月十九日 (月曜日)

目 次

規

則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則... (障害福祉課) ...

規

則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安

雄

青森県規則第五十五号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十六号) の

部を次のように改正する。

第四条中「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改める。

第五条中「第一条の二第三項」を「第三条第三項」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第九条中「第四条第二項」を「第九条第二項」に改める。

(四条」に改める。 第十一条第二項中「第五条の九」を「第二十三条」に、 「第五条の十」を「第二十

者居宅生活支援事業廃止 (休止) 届書」を「身体障害者居宅生活支援事業等廃止 (休 書」を「身体障害者居宅生活支援事業等変更届書」に改め、同条第三項中「身体障害 活支援事業等開始届書」に改め、同条第二項中「身体障害者居宅生活支援事業変更届 第十三条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業開始届書」を「身体障害者居宅生 号外第五十四号

止) 届書」に改める。 第十四条第三項中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第四号様式の総括表中 「 中 田 同様式の総括表の注中2を3とし、1の次に2として次のように加える。 日生」を「年月

日生 () 歳」

に改

歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診

断書・意見書を添付してください。

第四号様式の聴覚、平衡、音声、言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見を次

のように改める。

聴覚、平衡、音声、言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見

[はじめに]

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、 に√を記入し て選択し、その障害に関する「状況及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定 することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること (各々の障害の合計 指数をもつて等級決定することはしない。)。

聴 覚 障 害

『1「聴覚障害」の状況及び所見』に記載すること。

平衡機能障害

『2 「平衡機能障害」の状況及び所見』に記載すること。

音声・言語機能障害

『3 「音声・言語機能障害」の状況及び所見』に記載すること。

そしやく機能障害 『4「そしやく機能障害」の状況及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状況及び所見

(1) 聴力 (会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴
感	音	性	難	聴
混	合	性	難	聴

(3) 鼓膜の状況

(右)

(左)

- (4) 聴力検査の結果 (ア又はイのいずれかを記入する。)
 - ア 鈍音による検査

オージオメータの型式

	50	00 10	000 20	000 Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
dB				

イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

- 2 「平衡機能障害」の状況及び所見
- 3 「音声・言語機能障害」の状況及び所見

- 4 「そしやく機能障害」の状況及び所見
 - (1) 障害の程度及び検査所見

以下の「該当する障害」の に√を記入し、さらに 又は の該当する に√を記入し、又は () 内に 必要事項を記述すること。

そしやく・嚥下機能の障害

「 そしやく・嚥下機能の障害」に記載すること。

咬合異常によるそしやく機能の障害

「 咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。

そしやく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行つている。

経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。

経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著し い制限がある。

その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

・口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常・病的反射

· 舌 : 形状、運動能力、反射異常

・軟 口 蓋: 挙上運動、反射異常

帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載するこ と。)

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

・摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)

・誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

	観察・検査の方法 エツクス線検査 () 内視鏡検査 () その他 () 所見 (上記の枠内の (参考 1) と (参考 2) の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すと。)	35
		<u>ر</u>
	咬合異常によるそしやく機能の障害 a 障害の程度	
	る 障害の程度 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
	その他	
		J
	b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしやく機能の観察結果)	
	ア 咬合異常の程度 (そしやく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)	$\overline{}$
	イ そしやく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)	$\overline{}$
		J
(2)	その他 (今後の見込み等) (一)	$\overline{}$
(3)	陪宝程度の等級	
(3)	障害程度の等級 (以下の該当する障害程度の等級の項目の に√を記入すること。)	

「そしやく機能の喪失」 (3級) とは、経管栄養以外に方法のないそしやく・嚥下機能の障害をい

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺及び血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの「そしやく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしやく、嚥下機能又は咬合異常によるそしやく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害 (仮性球麻痺及び血管障害を含む。) 及び末梢神経障害によるもの

外傷・腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む。)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等)、咽頭、 喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定に当たつては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。 d B 値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a 、b 、c として a + 2 b + C の算式により算定し、a 、b 、c のうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該d B 値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

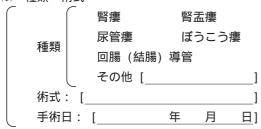
ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

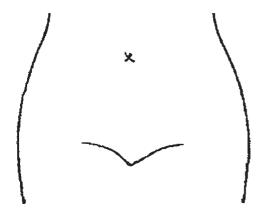
[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」及び「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を 併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- 1~3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の に√を記入し、必要事項を記述する こと。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限
- 1 ぼうこう機能障害

尿路変向 (更) のストマ

(1) 種類・術式





(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害

(1) 原因

油经陪宝

神社学古			
先天性: [
	(例:	二分脊	椎等
直腸の手術			
・術式: [
・手術日: [年	月	日
自然排尿型代用ぼうこう			
・術式: [

・手術日: [_____ 年 月

(2) ストマにおける排尿処理の状況

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の 有無について

有

(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著 しいびらんがある (部位及び大きさについて 図示)。

ストマの変形

不適切な造設箇所

無

(2) 排尿機能障害の状況・対応 カテーテルの常時留置

自己導尿の常時施行

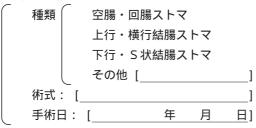
完全尿失禁

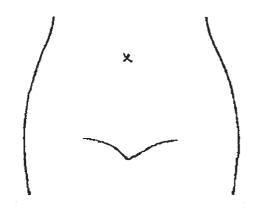
その他

2 直腸機能障害

腸管のストマ

(1) **種類・術式**





(2) ストマにおける排便処理の状況

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の 有無について

有

(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著 しいびらんがある (部位及び大きさについて 図示)。

ストマの変形

不適切な造設箇所

無

(ストマ及びびらんの部位等を図示)

治癒困難な腸瘻

(1) 原因

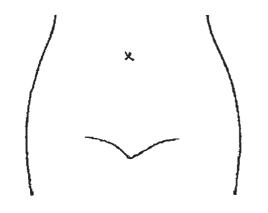
放射線障害

疾患名: []

その他

疾患名: [_____

(2) 瘻孔の数: [



(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状況 大部分

一部分

] (4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状況 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびら んがある (部位及び大きさについて図示)。

その他

(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害	(2) 排便機能障害の状況・対応
(1) 原因	完全便失禁
先天性疾患に起因する神経障害	
[]	軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびら
(例:二分脊椎等)	んがある
その他	
先天性鎖肛に対する肛門形成術	週に2回以上の定期的な用手摘便が必要
手術日:[年月日]	
小腸肛門吻合術	その他
手術日:[年月日]	
_	

3 障害程度の等級

(1級に該当する障害)

腸管のストマに尿路変向 (更) のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理 が著しく困難な状態があるもの

腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向 (更) のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な 状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの

尿路変向 (更) のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機 能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能 障害があるもの

(3級に該当する障害)

腸管のストマに尿路変向 (更) のストマを併せもつもの

腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

尿路変向 (更) のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの

尿路変向 (更) のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機 能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能 障害があるもの

高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4級に該当する障害)

腸管又は尿路変向 (更) のストマをもつもの

治癒困難な腸瘻があるもの

高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

(

のように改める。 上用)の1中「(1)又只(2)のいけ」を「(2)について只、」に改め、同1の(1)及び(2)を次 第四号様式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳以

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

進	
闹	
誻	
無	
	茶
	₩
	洪
	検
年	《 具
月	Ш
Ш	
髻	檢
弹	貫
陰性	辞 果
 	Νш

 \mathbb{H} (IC) 等のうち 1 つを行うこと。 酵素抗体法 (ELISA) 、粒子凝集法 (PA) 、 免疫クロマトグラフィー法

2 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

HIV病原検査の結果	抗体確認検査の結果	
		茶
		长国
		炒
		畚
併	併	 ##
旧	田	ш
Ш	Ш	
陽性、陰性	陽性、陰性	検査結果

- 三 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、 蛍光抗体法 (IFA) 等の検査を
- 検査をいう。 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の

ただし、」に い、「ただし、」を「(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である。 スによる免疫の機能障害の状況及び所見 (3歳未満用) の1中「(1)又は」を「(1)及び) の②中「等級表解説」を「身体障害認定基準」に改め、 式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳以上用) の4 HIV感染症/AIDS診断基準 (厚生省エイズ動向委員会、1999) 」に改め、同様 S診断基準」(厚生省サーベイランス委員会、1994)」や「サーベイランスのための 上用) の2中「特徴的症状」を「站標疾患」に、「「サーズイランスのためのAID 第四号様式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳以 「15か月」を「18か月」に、 「(2)又は」や「(1)の検査に加えて、(2)の 同様式のヒト免疫不全ウイル

> \Box は「HIV
> 新河
> 茶崎の
> 許細」
> 以は」に
> 改め、同1の(1)及び(2)を次のように
> 改める。 HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

V

判定結果	
	検査法
年月日	検査日
陽性、陰性	検査結果

(IC) 等のうち1つを行うこと。 酵素抗体法(ELISA)、 粒子凝集法 (PA) 、 免疫クロマトグラフィー法

抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

2

Ή̈́

HIV病原検査の結果	抗体確認検査の結果	徐 查
		伯
年月日	年月日	検査日
陽性、陰性	陽性、陰性	検査結果

- 一 洪 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査を
- 検査をいう。 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の

的症状」や「指標疾患」に、「「サーベイランスのためのAIDS診断基準」(厚生 DS診断基準 (厚生省エイズ動向委員会、1999) 」に改める。 省サーベイランス委員会、1994) 」 や「サーベイランスのためのHIV感染症/AI 満用) の2の⑴中「썈熒渽霖説」を「帰済障⊪認紀帳権」に改め、同2の⑵中「特徴 第四号様式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳未

第七号様式中「第4条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第十四号様式中 第十三号様式中 「第5条の9」を「第23条」に改める。 「第5条の10」 を「※24※」に改める。

活支援事業等を」に改める。 支援事業等開始届書」じ、 第十六号様式中 「身体障害者居宅生活支援事業開始届書」や「身体障害者居宅生活 「身体障害者居宅生活支援事業を」や「身体障害者居宅生

県

森

青

第十七号様式中「身体障害者居宅生活支援事業変更届書」を「身体障害者居宅生活支援事業等変更届書」に、「身体障害者居宅生活支援事業に」を「身体障害者居宅生活支援事業等に」に改める。

第十八中様式中「身体障害者居宅生活支援事業廃止(休止)届書」を「身体障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届書」は、「身体障害者居宅生活支援事業を」を「身体障害者居宅生活支援事業等を」に必める。 第二十一中様式中「第8条第1項」を「第28条第1項」にとめる。

第二十二号様式中「第8※第2項」を「第28※第2項」に改める。第二十一号様式中「第8※第1項」を「第28※第1項」に改める。

月

この規則は、公布の日から施行する。

る医師の診断書及び意見書については、なお従前の例による。の日以後の診断に係る医師の診断書及び意見書について適用し、同日前の診断に係2 改正後の青森県身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定は、この規則の施行

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人